

所有する空き家は適切に管理を

住まいを売却・賃貸せず、所有し続けることも選択肢の一つです。ただし、長期間住まいを使用せず空き家にしておいたときは、不具合の発生が発見されにくいために、傷みが早く進行する傾向があります。

所有し続ける場合は、住まいを適切に管理することが重要です。例えば、建物の外部・内部の点検や、通気や換気、通水、清掃などの作業は定期的に行う必要があります。

国土交通省では、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」において、**所有者による空き家の適切な管理について指針**となるべき事項を示しています。指針の内容の詳細は、二次元コードからご確認ください。



詳細はこちら

建物の維持管理は所有者自らが対応することが基本ですが、ご自身の対応が難しい場合は、専門業者などに依頼することも検討しましょう。

空き家の所有者・管理者のみさまへ

国土交通省

「自分は大丈夫!」と思っていませんか?

空き家には適切な管理が不可欠です。

空き家

- 庭木の枝を剪定
- 積雪に応じて雪下ろし
- 傷まないよう通気や換気!
- 窓、壁、屋根の破損などを点検
何かあったら補修を
- 排水設備(流し・トイレ等)の通水を!
- 敷地内を清掃
雑草がある場合は水抜き穴も清掃

「修理・修繕業者もうまく活用!」

空き家は全国で年々増加し、使用目的のない空き家は約350万戸に。空き家対策は、社会全体での取り組みが必要な重要課題です。適切な管理が行われていないと倒壊、健康被害の誘発、景観悪化などの様々な問題を引き起こし、周辺環境に大きな影響を及ぼしてしまいます。我が家を管理不全空家^{※1}や特定空家^{※2}にしてしまわないよう、みんなで考えましょう。

※1 窓や壁が破損しているなど、管理が十分でない状態。 ※2 その他まき放置すると倒壊等の恐れがある状態。

裏面のチェックリストで確認を!

今すぐ確認! **空き家管理チェックリスト**

- ☐ 定期的に以下の管理を行っていますか。
【基本対応】通気や換気/排水設備の通水/敷地内の清掃/庭木の枝の剪定/郵便物の確認・整理
【冬期の場合】給水管の元栓の閉栓/積雪の状況に応じた雪下ろし
【腐敗がある場合】水抜き穴の清掃
- 【外観】
 - ☐ 建築物全体が傾いていませんか。屋根が全体的に変形していませんか。
【基本対応】柱、はりの補修や防蟻処理などを依頼しましょう。
 - ☐ 外装材などにはがれ、破損や汚損はありませんか。不法侵入につながるような窓の破損はありませんか。
【基本対応】はがれた部材などは撤去、補修などを依頼しましょう。
 - ☐ 屋根材のはがれや破損はありませんか。軒の脱落、傾きなどは生じていませんか。
【基本対応】はがれた部材などは撤去、補修や防蟻処理などを依頼しましょう。
- 【屋内など】
 - ☐ 柱、はりなどが破損、腐朽していませんか。雨漏りの跡はありませんか。
【基本対応】柱、はりの補修や防蟻処理などを依頼しましょう。
 - ☐ アスベストが露出していませんか。
【基本対応】アスベストの除去などを専門業者に相談しましょう。
 - ☐ 浄化槽の破損や排水設備の封水切れにより悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
【基本対応】破損部分は補修を依頼し、封水の注入を行います。
- 【敷地内】
 - ☐ 敷地内にこみが散乱して景観を損なっていますか。腐敗して悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
【基本対応】清掃などを行います。
 - ☐ 門、塀や屋外階段に傾きや破損はありませんか。擁壁にひび割れ等はありませんか。
【基本対応】補修や防蟻処理などを依頼しましょう。
 - ☐ 立木の幹が腐ったり、大枝が折れたりしていませんか。枝がはみ出して、通行障害などになっていませんか。
【基本対応】立木の伐採、枝の剪定などを行います。
 - ☐ 動物が棲みつき不衛生な状態や悪臭、騒音が生じていませんか。隣家等への侵入は見られませんか。
【基本対応】駆除などを依頼しましょう。

空き家の管理は、定期的な換気、清掃、点検がとても重要です。
点検や補修に自信がない、遠隔地にお住まいなどでご自身による管理が難しい場合は、**空き家管理業者や修繕業者などの利用を検討しましょう!**

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

空家対策 国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html>

2次元
バーコードから
閲覧アクセス

資料：国土交通省「リーフレット 「自分は大丈夫!」と思っていませんか? 空き家には適切な管理が不可欠です。」